

## 令和8年度 固定資産税(償却資産)の申告のてびき

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産も課税の対象となります。工場・商店・飲食店・駐車場・アパート等を経営し、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在、内子町に所在している償却資産を申告していただくことになっています（地方税法383条〈固定資産の申告〉）。つきましては、このてびきを参考に申告書等を作成し、期限までにご提出ください。

### 1. 傷却資産とは

償却資産とは、会社や個人で事業を行っている方が土地・家屋以外で事業のために用いている構築物・機械・器具備品等の資産で、税務会計（法人税・所得税）において減価償却の対象となる資産のことをいいます（所有者が自ら営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます）。

#### (1) 傷却資産の種類

家屋として評価・課税されていないもので、下記の具体例のような資産は償却資産として申告が必要となります。分類にしたがって申告書や明細書を作成してください。

資産の種類		具体例
1 構築物	構築物	門・扉(10~35)、擁壁(20~50)、看板等の広告設備(10~20)、駐車場舗装(10~15)、緑化施設(20)、ビニールハウス(5~14)、外灯(10)、その他土地に定着した設備等
	建物 建物付属設備	賃借人(テナント)が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備(10~25)等、プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロック等の簡易な建物(5)、建築設備のうち償却資産として扱うもの[3ページの(4)参照]、受変電設備(キュービクル)(15)、屋外給排水設備(15)等
2 機械及び装置	太陽光発電設備(17)、各種製造設備等の機械及び装置、パワーショベル(5)等の建設機械、各種医療機器(5~8)等	
3 船 舶	客船・貨物船・遊覧船・漁船・釣船(4~15)、ボート(4~5)等	
4 航 空 機	飛行機(5~10)、ヘリコプター(5)、グライダー(5)等	
5 車両及び運搬具	フォークリフト(4)等の大型特殊自動車 (分類番号が「0, 00~09, 000~099」、「9, 90~99, 900~999」の車両)	
6 工具・器具 及び備品	事務机椅子(15)、応接セット(8)、テレビ(5)、ルームエアコン(6)、冷蔵庫(6)、厨房用品(5)、コピー機(5)、パソコン(4)、LAN配線(10)、サーバー(5)、電話機(6)、陳列ケース(8)、自動販売機(5)、消毒殺菌器(4)、洗濯機(6)、金庫(20)、レジスター(5)、ごみ置場(7)、防犯カメラ(6)、看板(3)等	

( )内の数字は各資産の耐用年数です。

## (2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、下記の資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ① 債却済資産（減価償却が終わった資産でも現に事業に使用されているもの）
- ② 遊休資産・未稼働資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- ③ 建設仮勘定に計上されている資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）でも事業に使用されているもの
- ⑤ 事業を行わない者が所有している資産でも、他の事業用として貸付けているもの
- ⑥ 改良費（新たな資産として、本体とは区分して申告）
- ⑦ 取得価額が20万円未満の償却資産でも個別に減価償却しているもの

※所有権移転外リース資産は、リース会社（貸主）が申告、所有権移転リース資産は原則として償却資産を使用している借主の方が申告となります。

## (3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税や軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車等
- ② 無形減価償却資産（営業権・ソフトウェア等）
- ③ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
  - ・取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金または必要経費に算入されたもの
  - ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

## (4) 家屋と償却資産の区分

下表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
電気設備	受変電設備	設備一式		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	予備電源設備	発電機設備・無停電電源設備等		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	LAN設備	設備一式		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	火災報知器	設備一式	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
給排水衛生設備	給排水設備	屋外給排水設備・引込工事		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	消防設備	消火栓設備・スプリンクラー設備等	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)・業務用設備		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
		上記以外の設備	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
太陽光発電設備	屋根据置き型			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	屋根材一体型		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>

## 2. 申告書の提出書類及び記載要領について

### (1) 申告の方法と提出書類

	申告をしていただく方	申告をしていただく資産	提出書類
全資産申告	※令和7年1月2日以降、新たに事業を開始された方 ※初めて申告をされる方 ※電子処理方式で申告をされる方	令和8年1月1日現在所有している全資産	① 償却資産申告書【※1】 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
資産の増減申告	※前年度申告をされた方で令和7年1月2日以降、資産の増加または減少のあった方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加または減少した資産	① 償却資産申告書【※2】 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）【※3】
	※前年度申告をされた方で令和7年1月2日以降、資産の増加・減少がなかった方		① 償却資産申告書【※4】

【※1】 該当する償却資産がない場合は、償却資産申告書の【18 備考】欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。

【※2】 廃業や転出等で該当資産がすべてなくなった場合や、休業の場合は、償却資産申告書の全資産減少を記入し、【18 備考】欄の「解散、廃業等」に○をつけ、その年月日・具体事項等を記載して提出してください。

【※3】 前年中に異動があった資産について記載し、減少資産がある場合は必ず提出してください。

【※4】 償却資産申告書の【18 備考】欄の「前年度より増減 無」に○をつけて提出してください。

### (2) 理由なく申告しなかったり、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することができます。また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条の規定により1年以下の懲役または罰金等を科せられることがあります。

### 3. 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税に該当する資産（固定資産税は課税されません。）

地方税法第348条第2項に該当する資産は、申告書の提出の際にその旨を申し出てください。

(2) 課税標準の特例に該当する資産（固定資産税が軽減されます。）

生産性向上特別措置法に基づき先端設備導入計画の認定を受けて取得した資産（法附則第15項旧第41項）や地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）については減免の為に申告書に関連書類を添えて提出していただく必要がありますので固定資産税係までお問い合わせください。

### 4. 申告漏れ等による過年度の修正申告について

申告漏れ等により修正申告が必要な場合は、申告書に修正年度と修正部分を明記し、修正申告であることがわかるようにその旨記入して提出してください。

（現年度からさかのぼって取得年月に応じて最大5年分は年度ごとに修正申告をしていただく必要があります。）

### 5. 電子申告について

内子町ではeLTAX（エルタックス）〈地方税ポータルシステム〉を利用した償却資産の電子申告の受付を行っています。eLTAXの利用方法等、詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

### 6. 申請書の提出期限

令和8年2月2日（月）までに、税務課に届くようにご提出をお願いします。

また、未申告の場合は昨年度の資産状況から課税処理をさせていただく場合もあります。

### 7. 提出先・お問い合わせ先

不明な点があればお電話でご説明もいたします、お気軽にご連絡ください。

〒791-3301 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地

内子町役場 税務課 固定資産税係

TEL 0893-44-6153 (内線 681)

※申告書の提出は内子分庁1階総合窓口センター及び小田支所でも構いません。